

尾西庁舎広告案の掲出基準

掲出できる広告物は、要綱第3条（広告内容の基準）の定める市民に提供する情報として公共の場にふさわしいものとし、以下に掲げるいずれにも該当しない広告案を提出してください。

- （1）条例又は規則に抵触するおそれのあるもの
- （2）法令等の広告規制に抵触するおそれのあるもの
- （3）人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- （4）他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- （5）選挙運動、政党、政治団体に関するもの
- （6）宗教的な内容のもの
- （7）非科学的又は迷信に類するもの
- （8）個人、団体等の意見広告や名刺広告
- （9）社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- （10）暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- （11）残酷な描写やわいせつ性を連想・想起させる表現など、善良な風俗に反するようなもの
- （12）ギャンブルに関するもの
- （13）青少年の心身に有害な影響を与えられると思われるもの
- （14）人材募集広告及びこれに類するもの
- （15）誇大表示又は不当表示その他表現方法が不適切なもの
- （16）投機、射幸心を著しくあおるもの
- （17）商品先物取引に関するもの
- （18）たばこ、アルコール飲料又は消費者金融に関するもの
- （19）法令等で認められていない業種や商品などに関するもの
- （20）責任の所在が明確でないもの
- （21）広告の内容が明確でないもの
- （22）本市又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
- （23）その他前各号に属さないものでエレベーター外扉に掲出する広告として適当でないと認められるもの

（参考）開庁時間、利用者数

〔開庁時間〕 1 階 総務管理課、窓口課：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

2 階 東五城子育て支援センター：午前 9 時～午後 4 時

3 階 西保健センター：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

4 階 社会福祉協議会尾西支部：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※休庁日 土、日、祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

1.2.5.6 階 尾西生涯学習センター：午前 9 時 00 分～午後 9 時 00 分

※休館日 年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

■2023 年度延べ年間利用者数

1 階 尾西生涯学習センター講堂 16,270 人

2 階 東五城子育て支援センター 21,827 人

2 階 尾西生涯学習センター会議室 29,440 人

5 階 尾西生涯学習センター会議室 34,335 人

6 階 尾西生涯学習センター大ホール、控室 24,308 人